

販売用自動車保険特約のご案内

損害保険ジャパン株式会社

代理店 有限会社木下保険事務所

はじめに

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、損保ジャパンでは、自動車販売業者の皆様がお取扱いになる販売用自動車のために、自動車保険「販売用自動車保険特約」をご用意しております。

この特約の概要をご案内申し上げますので、何卒ご高覧、ご検討のうえ、ご採用いただきますようお願い申し上げます。

敬具

目次

・特約の概要	P 3
・ご契約者の条件	P 4
・対象となる自動車の範囲	P 5
・対象となる補償	P 6
・保険責任の始期および終期	P 7
・この特約の保険料について ~対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害~	P 8
・この特約の保険料について~車両~	P 9
・お見積り	P 10
・おわりに	P 11

特約の概要

販売用自動車保険特約とは、自動車販売業者の皆様が販売の目的をもって輸送または管理する販売用自動車を対象として、対人賠償、対物賠償、車両、搭乗者傷害の危険を包括的に補償する特約です。

ご契約者の条件

この特約をご契約いただけるのは、次の業者の方となります。

- ・総従業員数が100名以内の新車ディーラー

(注)中古車のみを保険の対象とする場合に限ります。

- ・販売業務従事者数が12名以内の一般の自動車販売業者

(注)中古車のみ、または中古車とあわせて新車を保険の対象とする場合に限ります。

上記に該当しない自動車販売業者の皆様につきましては、他の契約方式をご用意しておりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

対象となる自動車の範囲

販売の目的をもって輸送または管理される販売用自動車（新車、中古車）を対象とします。

なお、販売用自動車とは、販売の目的をもって製造、輸送または管理する自動車をいいます。

（注）貴社の社有車等は対象となりません。

対象となる補償

次の補償から選択してご契約いただくことができます。

- ・対人賠償責任保険
- ・対物賠償責任保険
- ・車両保険

(搭乗者傷害特約(日額払)を含みます。)

(注1) 販売用自動車を対象とする場合、車両保険については、火災、盗難等による損害に限定して補償する方法もあります。

(注2) 対人賠償責任保険をご契約の場合には、自損事故傷害特約が必ず付帯されます。

(注3) 受託した自動車に自賠責保険等*がご契約されていなかった場合には、対人賠償責任保険は自賠責保険等*により補償される部分を含めて補償します。(自賠責保険契約を締結しなければならない自動車であるにもかかわらず、締結していない場合を除きます。)

* 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。

(注4) 対物賠償責任保険を適用したご契約の場合には、対物全損時修理差額費用特約を付帯することができます。

(注5) 搭乗者傷害特約(日額払)は、必ず対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかとセットでご契約いただきます。

保険責任の始期および終期

貴社が自動車を引き取った時に始まり、通常の販売過程*¹を経て、買主またはその指定する第三者に引き渡した時に終わります。ただし、ご契約期間内に限ります。

また、次に該当する場合は補償いたしませんので、ご注意ください。

- ・通常の販売過程を著しく逸脱した用途に使用されている間(購入見込客への貸与中*²など)に生じた事故による損害または傷害
- ・風水雪害・ひょう害および二輪自動車・原動機付自転車の盗難による車両損害

*1 短時間の試乗、試運転、展示、陳列を含みます。

*2 中古車の場合には、購入見込客への貸与中(試乗目的で1~2日間貸与する場合)の損害は、「販売用自動車の貸与中危険特約(人数方式)」を付帯することにより補償できます。

(注) 上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳細につきましては「自動車保険(BAP)普通保険約款および特約」をご覧ください。

この特約の保険料について ～対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害～

契約締結時の人数(新車ディーラーの場合は総従業員数*¹、一般の自動車販売業者の場合は自動車販売業務従事者数*²)に基づいた年間保険料をお支払いいただきます。

なお、保険料の分割払いもご利用いただけますので、詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- * 1 総従業員数には店主および常勤役員を含みます。また、パート・アルバイトの人数も含みます。
- * 2 自動車販売業務従事者数とは、総従業員数(店主および常勤役員を含みます。)から、他業専従者(自動車販売事業以外に専ら従事する者)を除いた人数をいいます。

この特約の保険料について ～車両～

車両保険をご契約される場合のお手続きは、次のとおりとなります。

- ① ご契約時に、ご契約金額(保険金額)の設定方法(通常は仕入価格)、1台あたりの保険料率、自己負担額などのご契約条件を約定します。
- ② 毎月一定日に前月*の対象自動車を取りまとめ、所定の通知書に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店または損保ジャパンにご提出いただきます。
* 契約締結時の約定内容により、前月とならない場合があります。
- ③ 毎月一定日を払込期日と定め、上記②でご通知いただいた対象自動車に対する保険料をお支払いいただきます。

お見積り

保険料はご契約条件によって異なります。

お見積もりをご希望の場合、次ページに記載の取扱代理店までお問い合わせ
くださいますようお願いいたします。

おわりに

- ◆このご案内は「自動車保険(BAP)」および「販売用自動車保険特約」の概要を説明したものです。
詳しい内容につきましては、「自動車保険(BAP)普通保険約款および特約」をご覧ください。
なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ◆取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- ◆その他ご不明な点につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

○お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所
〒279-0013
千葉県浦安市日の出6-2-B-302
電話 047-380-8742(平日9時から21時)
<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>

